

行政不服審査制度の見直しに係る検討（第1回） 議事概要

<日時>平成25年4月11日（木）10:30～12:10

<場所>合同庁舎第2号館低層棟 総務省1階共用会議室4

<出席者>

- 有識者
小早川光郎 成蹊大学客員教授、阪田雅裕 弁護士
- 総務省
片山さつき 総務大臣政務官、戸塚誠 総務省行政管理局長、濱西隆男 総務省行政管理局審議官、植山克郎 総務省行政管理局管理官、大野卓 総務省行政管理局行政手続室長

<片山大臣政務官あいさつ>

小早川先生、阪田先生におかれましては、先日、長時間にわたるヒアリングに御出席いただきありがとうございました。

先日のヒアリングの結果や過去の検討経緯等を踏まえ、論点整理を行いました。このあと事務方から説明させますので、先生方には、専門的な見地からのアドバイスをお願いします。

今後のスケジュールとしましては、行政不服審査制度の見直しに関して、5月にパブリックコメントを行い、6月末を目途に見直し方針を取りまとめたいと考えています。

短い期間での検討となりますが、よろしく御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

<質疑応答>

資料に基づき論点ごとに説明を行い、意見交換が行われた。主な内容は以下のとおり。

1 不服申立構造について

- 阪田弁護士
「再調査の請求」を例外的に置くことは仕方がないと思うが、「再調査の請求」を一律に審査請求に前置させて、法律の解釈に関することにまで強制するのはどうか。国税の処分ですら直接に審査請求ができるものでも、大半は異議申立てに流れていると聞いている。国税当局が懸念しているように現場が混乱することは、ないのではないか。
- 小早川教授
社会保険審査会にたくさんの申立てが来るのが困るので、その前段階でも申立てを審査させる、ということだけでは制度の説明として苦しい。必ず二段階にしなければいけないのか。利用者の便宜のため、申立て先は一元化し、申立内容に応じて社会保険審査官、社会保険審査会いずれかが審査するというやり方もあるだろう。

○ 事務局

どのようなやり方が国民の権利利益の救済と簡易迅速とにとってよい制度となるかももう少し実態を聞いた上で検討したい。

2 審理体制について

(1) 審理の主宰者

○ 小早川教授

審理員を置いて、きちんと審理をやっているということが外から見えることが重要。行政内部で、申立てについて法的、客観的に審査できる体制を構築する必要がある。行政にとって若干の負担増は避けられないかもしれないが、審理の能力を高めて対応させることがポイントであろう。

(2) 第三者機関の設置

【地方公共団体の合議制機関】

○ 阪田弁護士

地方における第三者機関の設置については、共同設置にする、事務委託をする、事件ごとに複数名の有識者をアドホック任命するなど、条例でいろいろな仕組みをとることができるようにすることが現実的ではないか。条例で決めることのできる選択肢をできるだけ広くとっておくことが重要。

【諮問事項の限定について】

○ 阪田弁護士

第三者機関への諮問事項を絞りこむのは、現実的だと思われる。

○ 小早川教授

絞り方が問題で、事実認定か、法令解釈の問題かどうかを、どのように法律に書き下ろすのか、誰がどのように見極めるのかということを整理することは難しいかもしれない。

○ 阪田弁護士

本人が希望するかどうかは簡単に分かるが、法令解釈の問題であるかどうかを諮問の要件として法律にきちんと書けるかどうか。

○ 小早川教授

最初から諮問が多くなりすぎることを警戒するよりは、ある程度広く第三者機関への道を開いておいても良いのではないか。

○ 阪田弁護士

審理員と審査会のどちらが諮問の要否を判断する仕組みにするのかも問題。また、事実認定に関わることといっても、様々なケースが考えられるから、現実の運用は難しい。諮問事項の絞り方については、法文の表現振りと合わせて引き続き検討が必要。

○ 片山政務官

第三者機関への門戸を開いておくことは、行政への信頼性、親近感を高めると思

われる。手間だけの問題ではない。この辺が今回の改正のポイントではないか。

○ 事務局

「審査会によって、諮問を要しないものと認められたもの」は諮問不要とする
20年法案の第42条1項4号の規定を活用することも想定される。

○ 片山政務官

第三者機関が軽微な案件だから諮問を要しないと判断したものについて、もし、
申立人が納得できない場合、訴訟を行うことはできるのか。

○ 事務局

申立人が裁決の違法性について訴えを起し、諮問しなかったことについて違法
であると認められた場合には、裁決のやり直しを行うことになると思われる。

○ 阪田弁護士

迅速性の要請や事務負担増もある。納得感が得られる範囲内で、運用面での混乱
が生じないように諮問事項を絞る工夫をするのだろう。

○ 事務局

第三者機関で諮問を要するか個別事案ごとに判断するとなると、審査会の負担が
重くなってしまうことが懸念される。

○ 阪田弁護士

20年法案は国民の権利利益に対する影響の程度を諮問判断の勘案事項としてい
たが、今回は法令解釈か否かなどを要件とする方向。諮問を要する事案をあらかじめ
法律でもって類型化できるのであれば審査会の負担を軽減できるのではないか。

3 不服申立期間について

○ 小早川教授

3か月、6か月のどちらがよいか、明確な決め手に欠けるところである。行政事
件訴訟法の出訴期間との整合性から考えると期間を合わせた方がよいように思う
が、他方で、出訴期間に6か月も必要なのかという思いもある。

○ 小早川教授

不服申立てが行政訴訟と比較して簡便であり、準備期間も短くて良いとの考えに
は一理あると思う。ただ、以前は、訴訟への敷居が高く、不服申立てがなければ実
質的に処分が確定するのであり、不服申立期間を短くすればそれが早まるという意
識があったのではないか。しかし、行政訴訟を利用しやすくするとの司法制度改革
の理念からすれば、そのような説明はできない。

○ 阪田弁護士

不服申立てを前置としているものについては出訴期間と同じく6か月とする、と
いうのが適当であろうが、不服申立前置か否かで期間を分けるのも難しい。

○ 阪田弁護士

不服申立前置がなければ、訴訟と比較してより簡便な制度であるということで、
不服申立期間を3か月としても説明がつくのだが、前置を残す場合には、不服申立

期間は出訴期間と同じく6か月とするのが自然ではないか。

- 小早川教授
一般法における期間を長くすると、個別法による例外規定が増加することになるおそれもあるのではないか。

4 新たな救済の態様

- 小早川教授
行政指導の中止等の求めについて、「相手方への通知は処分性を有さない」かは法解釈の問題であろう。行政指導の中止等の求めは、求める相手方のために規定を置いているのであろうから、処分性があるとする見方もあるのではないか。
- 事務局
行政指導は処分性を持たないものと考えており、それを前提として、行政指導の中止の求めに対する通知についても処分性を有しないと捉えている。
- 小早川教授
本制度については、行政指導全体のうち中止等の求めを行うことができる対象を絞って制度設計していることから、通知に関してより処分性を有すると捉えられる可能性があるのではないか。最高裁判例の傾向を見ても、処分性について柔軟に解釈しているように思われる。

5 不服申立前置について

- 阪田弁護士
不服申立て前置の見直しは、直接に裁判所に行くことを選択できるようにすることであり、再調査の請求をできなくするわけではない。国民の権利救済に役立つためにはどうしたら良いのかという視点から考えてほしい。

6 裁定的関与について

- 小早川教授
「裁定的関与を存置する必要があるため、該当する事項については再審査請求を認める。」という方向からの説明になってしまうと問題ではないか。裁定的関与の存廃については今回は踏み込まないということだろうが、その場合に、暫定的に旧法を適用するという方法を取ると現場の混乱などの問題が想定されることを説明すれば良いのではないか。

次回の検討は、4月下旬に開催することとし、パブリックコメントの案について意見を聴取することとなった。

(以上)